（中核的研究機関の公示） **第五条**　科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号。以下「法」という。）第三十七条第一項の規定による公示は、次に掲げる事項を官報に掲載して行うものとする。 一・二　［略］	（中核的研究機関の公示） **第五条**　科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（以下「法」という。）第三十七条第一項の規定による公示は、次に掲げる事項を官報に掲載して行うものとする。 一・二　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、令和三年四月一日から施行する。